

日本の税制 所得税

山田俊一

はじめに

財務省は国の2017年度概算要求（一般会計）を9月6日発表した。101兆4,707億円である。2016年度予算は96兆7,218億円であるのに対して税収見込みは約58兆円であとは公債金で将来世代が負担する借金で賄う予算である。2016年度見込みの国の借金は866兆円で地方の借金は196兆円で国・地方合計では1,062兆円に達している。国内総生産額（GDP）比は200%を超えている。消費税の8%から10%への増税は先送りとなった。景気が停滞している状況では値上げすべきでないとの理由で安倍政権与党は勿論各野党とも消費税値上げ先送りを支持している。参議院議員選挙で国民の大多数も先送り賛成である。基礎的財政収支（プライマリーバランス）を達成する時期も先送りとなるであろう。国の財政破綻の危険性が大きく成ったとも主張されている。このあたりはいろいろ経済学者間で議論されている所である。

ただ借金の上で今生きる我々の生活のために将来世代への負担がふえると言うことは好ましい事ではない。

そこで現税金制度の概要と税制度の課題とかを考えてみたい。毎年秋ごろから税制改正の話題がマスコミを賑やかす。自民党公明党連立政権では自民党の税制調査会で議論される。この党税制調査会で承認された改正案が政府税制調査会に上程され審議承認されて各省で条文化された改正法案が国会で審議され承認されて正式に税の法律として施行されるという流れである。

税改正法案が国会で審議承認されて施行されることは憲法第84条で「あらたに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定められている。法律で定めのない税金について国民は支払う義務が無いのである（租税法主義）。憲法第29条では所有権を保障しているが「私有財産権は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。」と規定し税金と言う私有権への侵害を想定している。

憲法第30条での「国民は、法律の定めることにより、納税の義務を負う。」納税の義務は近代国家では租税に関する基本的な原理である。一方OECD加盟国の多くの国では「納税の義務」と同時に「納税者の権利」も定められているが我が国では定められていない。

要はこのように我々の代表者（我々が選んだ）が審議決定された法律の下で国民は税金を支払っているのであるが、何かよく解らない税法で無理やり私有財産である「お金」をお上から取られている感覚の国民がおおいのではないだろうか。そのために多くの場合政府・政治家は選挙に勝つためには国民に必要とする増税の提案を避け「減税」「減税」と叫んできたのが現在の税制であり我が国の危険な財政状況をもたらしたとは言い過ぎであろうか。

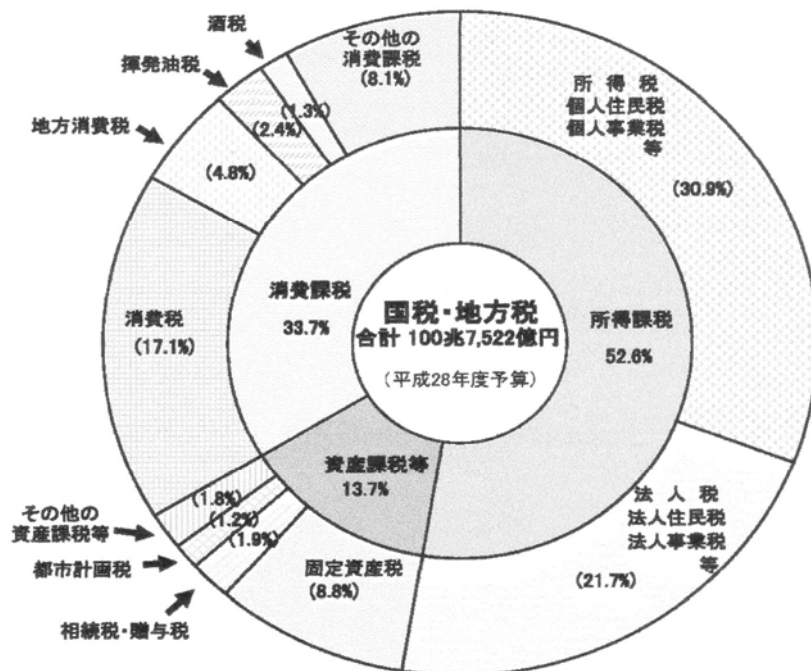
図表 1 国税・地方税の課目

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 地方法人税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 軽自動車税 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税 国民健康保険税			

出所：財務省「国税・地方税の課目・内訳」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.htm(2016/8/26 参照)

図表 2 国税・地方税の 2016 年度予算

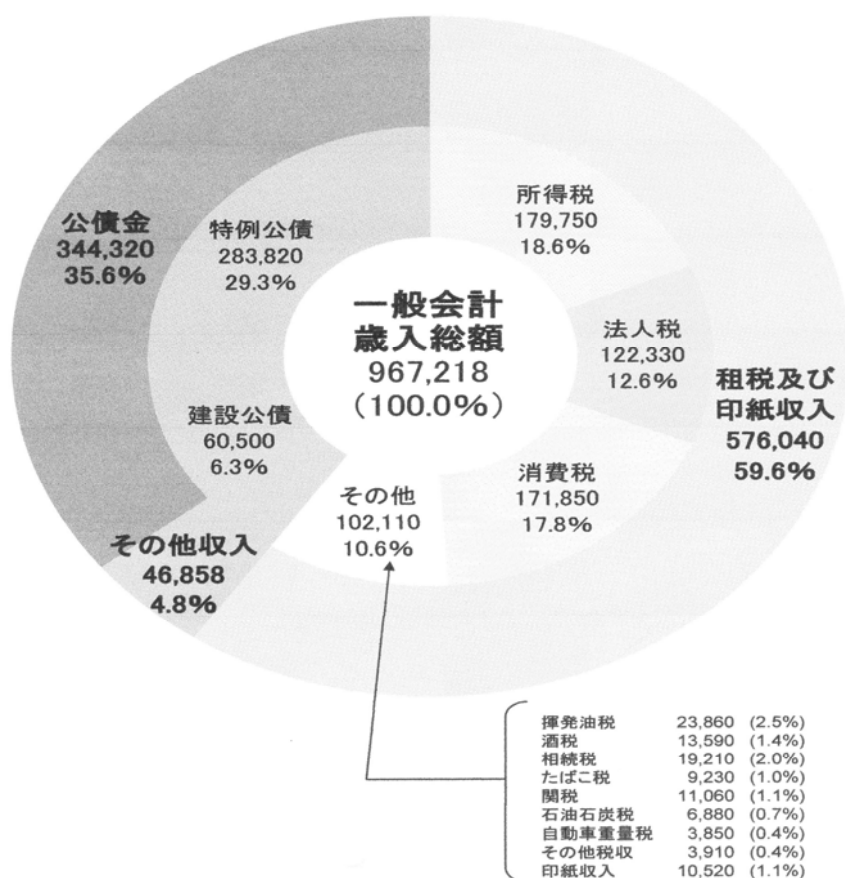


出所：図表 1 と同じ

図表 3 2016 年度一般会計 (国税含む) 歳入予算

予算(平成28年度)

(単位:億円)



出所：財務省「我が国財政の現状歳入内訳」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/002.htm(2016/9/8 参照)

図表 1 は国税・地方税の項目である大まかに国税・地方税ともに所得課税・資産課税・消費課税である。図表 2 には項目別の国税・地方税合計の割合が示されている。個人の所得課税が 30%、法人の所得課税が 22%で合計税収入の 52%が所得課税である。消費課税はいわゆる消費税が国・地方税合計 22%を含め 34%である。資産課税は固定資産税 9%で合計 14%である。その内相続税は 2%弱に過ぎない。

図表 3 は国税の項目別 2016 年度予算収入である。課税収入は 64.4%で借り入れが 35.6%である。所得税は総税収入の 31.1%、法人税 21.1%、消費税は 29.8%で年々消費税の割合が増加してきている。

2016 年度税収を 10 年前 2007 年度と比較すると¹⁾ 所得税は 16 兆 1 千億円に対して 18 兆円、法人税は 14 兆 7 千億円から 12 兆 2 千億円に減少し消費税 (2014 年 4 月 1 日増税) は 10 兆 3 千億円に対し 17 兆 2 千億円と増加して所得税と並び主力の税項目となっている。

国税庁の「国税庁レポート 2016」²⁾ によると 2014 年度決算額で源泉所得税が 14 兆 267 億円、申告所得税は 2 兆 7,635 億円である。又、就業者約 6,351 万人で確定申告者数は 2,151 万人である、その内 1,247 万人が還付申告となっている。所得税額で源泉徴収は約 85%を占めている。これはほとんどの給与所得者は税に関与する事が無く納税の義務を果たしているのが現状である。消費税については国民の多数が関心を持ってはいるが増税か減税かに注

目が集まっているようだが我々の国の財政状況とか富みの格差拡大などを頭におき地方税も含め全体の税制の概要と現税制の問題点を考えてみる。今年政府税制調査会で配偶者控除・基礎控除の見直しなど話題にのぼっていたが来春の都議会議員選挙・衆議院の解散風などで与党の強い抵抗で基本的に配偶者控除の見直しは先送りになった所得税から始めたい。

1) 給与所得

基本的なことですが税金は年間の収入からその収入を得るためにかかった費用を差し引き（必要経費：商品の仕入れ・支払い給与・借入金の支払い利息・家賃・設備の減価償却費・広告費等）その金額を計算する（所得）。その金額（所得）から定められている一定の控除額を差し引いた金額に（課税所得）税率をかけて税額を決定して納税者が税務署に申告して支払う構造になっている。例外的に税額（税額控除）から差し引かれる控除項目もある。おおまかに給与所得者・個人事業者・法人も構造は同一である。

図表 1－1 所得の種類 10 種類

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。
また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離
	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
配当所得 ※配当所得には確定申告不要制度があります	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したものを除く)	総合
	上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
	特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総合
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	
	その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	
譲渡所得	業(事業規模を除く)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	源泉分離
	公社債の償還差益のうち、一定の割引債の償還差益などの所得	総合
一時所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	申告分離
山林所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
退職所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

出所：国税庁「所得の種類と課税方法」

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2013/b/01/1_03htm\(2016/9/12](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2013/b/01/1_03htm(2016/9/12) 参照)

図表 1－1 は所得の種類で 10 項目に分けられている。所得により計算方法は異なりますが給与所得は総収入－給与所得控除額、年金(雑所得)は収入－公的年金控除額差し引いたものが課税所得として他の所得とは異なった計算で課税所得が決定される。しかも給与所得

2,000 万円以上の人を除き本人の税務申告(還付申告を除き)は出来ないのである。本人は税務計算すら出来なくすべて支払い者(国・自治体・会社・個人でも給与支払い者等給与支払い者)が毎月の給与から一定の基準で計算され源泉して年間の総収入が決まったらそれに基づき支払い者が本人にかわり計算して(源泉徴収義務者)税務署への申告納税する仕組みになっているのである(源泉徴収と年末調整)。

所得税の大半を納税している給与所得者の多数は税務署との接点がたたれてしまっている。この給与所得者の源泉徴収・年末調整納税の方式が所得税額の8割以上を占めている給与所得者の税金に関しての認識・関心の度合いを薄めていると結果的に政府の税金の使い途にも関心が薄れているとの議論がなされている。また、給与所得者はなんとなく確定申告納税者と比べて不公平感を懐いている。一方給与所得者は必要経費等も気にならないし難解で面倒な税務計算もしなくよい、納税の手続きも免れるので便利な制度であり徴収する国・自治体は余り税金の取りはぐれも少ない。膨大な申告書の整理も給与支払い者側が代行するので経費の削減にもなっている。

1-1) 給与所得の源泉徴収と年末調整

我が国の源泉徴収制度は1940年から始まり給与所得の年末調整制度は1947年から施行された。申告納税の原則の例外である。納税額の大きさや納税者の数など大きな割合を占めているのに原則が適用されず例外扱いであることは納税の公平・中立性から憲法違反の疑いなど、また、給与所得者は直接納税しているのであるが税法上納税者とは認められていない(源泉徴収義務者が納税者)など制定当初から課題が多い所得納税方式であるが我が国では定着している制度である。

源泉徴収は給与等だけでなく配当・利子・原稿料・講演料・自由業の報酬・スポーツ・芸能人の報酬などの支払い者は一定の率で源泉して納税しなければならない。それらの報酬などを得る本人は個人で確定申告をしなければならない。ここでの主題は給与所得者への源泉徴収と年末調整制度に限る。

年末調整と結ばれている源泉徴収制度とは給与所得者の納税方式で給与等の支払い者は税務署に源泉徴収義務者と登録して毎月支払う給与等から定められている率を支払い額から差し引き翌月の10日までに給与所得者に代わり納税する制度である。年末に年収が確定した時点で本人に代わり配偶者の年収(配偶者特別控除)・扶養家族の数・生命保険・地震保険・給与天引き以外の社会保険料・住宅ローン等の控除など源泉徴収義務者が納税申告を本人に代わり行い年確定した金額を納税する制度である。

この制度のメリットは次の様なことが定着しているようである。

- 税徴収側は正確に各人の収入を捕捉が出来る(クロヨン、トーゴーサンピン等言われ業種関の収入の税務当局の収入捕捉割合で不公平感を表している)
- 徴税経費の節約(徴収納税義務者が税務事務を行っている、憲法違反でないと最高裁で確定)
- 毎月の前払い納税であるから国の財政収入が安定する(申告納税者は15万以上納税の場合7月11月に前払い制度有り)

以上のメリットは税を徴収する側での議論である。納税者側のメリットは面倒な税務計算から解放されて便利であると言う事である。このお任せ納税制度は一方でデメリットと言われる大きな課題で長い間議論が続いている。納税者の多くは自分の支払った税金額を知らないか関心が無いのではないか。結果的に税務行政に関心が希薄になり税金の使い道（予算）・執行等への監視が届かない。先にも述べたが支払い者である給与所得者は税法上納税者ではない。直接納税しているのであるが所得税については不利益をこうむっても国を訴えることは不可能である。訴訟の当事者は国と源泉徴収義務者となる。裏腹に当然所得税に関して国は個人を訴えることは出来ない。国との関係は第三者の関係にすぎない立場なのである。年末調整が会社等が行うので扶養家族状況（障害者の有無）・夫妻の収入・住宅ローン状況・保険契約状況等のプライバシーの厳守にも不安が残る。マイナンバーも当然会社等に届けなければならない。支払う側にデメリットが多い制度であるが徴収側には事務経費が低く未納所得税も少なく納税前払い等非常に合理性があり生産性が高い納税方式なのである。

図表 1 - 1 - 1 世界での源泉徴収と年末調整制度

(2016年1月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
源泉徴収の有無	あり	あり	あり	あり	なし
年末調整等	あり(注) (原則としてその年の最後に給与等の支払をする時)	なし 源泉徴収を受ける納税義務者も確定申告を行う。	あり 支払者は、給与の支払の都度、累計所得税について税額を計算して過不足を調整する。	あり (翌年3月末まで)	
源泉徴収義務者の納付の時期	給与を支払った月の翌月 10 日(一定の要件に該当する場合には、納期の特例等の特例措置あり)	四半期毎	各課税月(毎月5日までの1ヶ月間)終了後14日以内または選択により四半期毎	課税期間終了後 10 日以内 ※ 課税期間: 前暦年納税額が、 1,080 ユーロ以下……………暦年 1,080 ユーロ超～4,000 ユーロ以下 ……………四半期 4,000 ユーロ超……………暦月	

(注)日本の年末調整は、年間の給与収入2,000万円以下の人について行われる。

出所：財務省「給与の所得に係る源泉徴収制度の概要」

http://mof.go.jp/tax_policy/summary/income/058.htm(2016/9/12 参照)

源泉徴収制度は多くの国で行われている。源泉徴収の起源は 1799 年イギリスでナチスドイツが国民一般を対象とした税制とした。第二次大戦後の多くの国々がこの制度を取り入れていて我が国もこの制度を参考にした模様である。

年末調整が無い国はアメリカ・イタリアなどかなりの国で年末調整制度は有していない。他の所得と同じく給与所得者が個人での申告納税制度である。有る国でもドイツ・イギリス(過ってイギリス植民地諸国の多くはイギリス型)など希望すれば個人申告納税が可能である制度としている。

源泉徴収制度は世界で普及しているが我が国のような年末調整制度、2,000万円以下の給与所得者は個人で申告納税を禁じられているのは先進国では少ないようである。課題として納税者側の権利として法律上すべての給与所得者に対して納税者としての立場をみとめ希望する者には年末調整を個人が確定申告可能な制度が望ましい(プライバシーが守られる・自分の納税額を確認する事により国の税の使い方や財政状況に関心が強く成る)。

1-2) 給与所得控除

給与所得を得るための必要経費として1988年に給与所得者にも一部必要経費を認める税制の改正があった。しかし通勤費・転任に伴う引越し費用・研究費・資格を取得するための支出・単身赴任者の往復旅費・勤務必要経費(図書費・被服費・交際費など)の6項目を給与所得者の特定支出額として確定申告を認めている。しかし6項目の費用が給与所得控除額の1/2を超える部分の金額だけを実額経費として確定申告ができる制度である。実際に給与所得控除額の1/2を超えて6項目に関して経費がかかる場合は非常に困難である。実額必要経費として確定申告した人は制度が出来て100人に満たないのが現状である。給与所得者にも他の事業収入者等と同じく必要経費は認められているが形式上に過ぎないのが現実である。

今後実額経費を選択できるとか諸外国のように給与所得控除を廃止して実額控除制にして全ての所得者に確定申告制にするかどうかは給与所得者が慎重に論議していかねばならない課題であろう。

給与所得控除とは給与所得金額に一律に規定により算出する控除額で、給与所得者の必要経費と擬制されている概算金額である。最低で65万円が控除出来る。

図表 1-2-1 給与所得控除の計算式

年収額	給与所得控除額		
	2015年分	2016年分	2017年分～
180万円以下	収入金額×40% 65万円未満のときは65万円	同左	同左
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	同左	同左
360万円超 650万円以下	収入金額×20%+54万円	同左	同左
650万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	同左	同左
1,000万円超 1,200万円以下	収入金額×5%+170万円	同左	220万円
1,200万円超 1,500万円以下	収入金額×5%+170万円	230万円	220万円
1,500万円超	245万円	230万円	220万円

出所：伊藤会計「2016年分から控除額の上限が引き下げられます」より作成

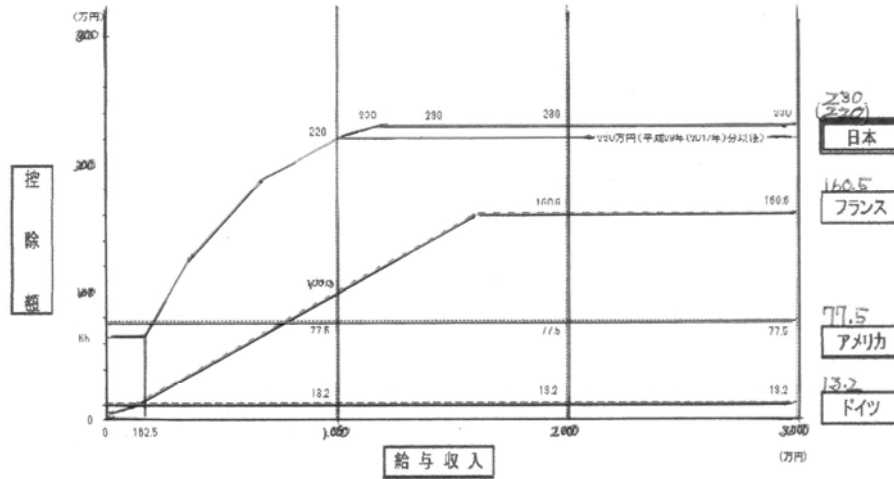
http://www.ito-kaik.com/staff_blog/wp/koujo/ (2016/9/12 参照)

図表 1-2-1 は給与所得控除の計算式である。高額給与所得の控除額は段階的に少なくなり1,500万円以上は(2015年分)245万が最高控除額で2016年より図表のように上限額が引き下げられるようになっている。

2014年12月31日現在での民間給与の総額は203兆809億円に対して源泉徴収額は8兆9018億円となっている。総給与総額に対して税額は4.38%であり給与所得控除額は59兆5,000億円で29.29%である³⁾。

給与所得者の中には給与が同じでも給与を得るために私費を使った者使わない者も同じ控除額であることに不公平感を感じる原因の一つでもある。

図表1-2-2 概算控除（給与所得控除）の国際比較



- (注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。
- (注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。
- (注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額、アメリカは概算控除額を記載している。
- (注4) グラフ中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の控除額である。
- (注5) 邦貨換算レートは、1ドル=123円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

得る

出所：財務省「給与所得者を対象にした概算控除の国際比較」2016年1月現在

[http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/056.htm\(2016/9/23参照\)](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/056.htm(2016/9/23参照))

図表1-2-2は給与所得者の概算控除の国際的比較である。概算控除制のない国、選択制とか国により異なるが概算控除だけ比較すると我が国の概算給与所得控除は高めである。図表1-2-1、1-2-2から明らかに給与所得控除の金額が高額給与ほど高いとも言われている。その批判を避けるために上限が設けられている。2016年分からは1,200万円超からは230万円、2017年分からは1,000万円超からは220万円と制限されている。

三木氏（日本の税金新版 p.15）によると「給与所得者の必要経費は家事費（生活者として全ての人が生活していくために消費する費用）と区分が困難である、税の徴収費用が増大する、申告知識・技術の格差により不公平になる可能性もある等を理由として概算控除について最高裁（1985年3月27日判決・民集39巻2号247頁）は合憲としている」。諸外国の例でも給与所得の税務当局が認める必要経費は狭いようである。

個人の事業主での生計を一にする親族への給与も経費としては原則として認めていない。一定の簿記等の帳簿を備えることを条件とした青色申告制度で「専従」を前提として親族へ

の給与が必要経費と認められている。給与所得者の妻・夫の内助（仕事の手伝い・アドバイス・肉体的精神的の健康管理等）の功は勿論認められていない。配偶者（特別）控除との関連もあるが概算給与所得控除の見直しも必要かも知れない。

給与所得控除制度の意味・意義⁴⁾とは①概算性控除分②利子控除分③勤労性控除分④収入把握性控除分等の合成されたものと言われている。①は給与所得者の概算的な控除部分②は給与所得者は源泉徴収されていて他の所得税（7月11月）は予定納税額として遅く納税しているので公平性を考慮した利子の部分③は給与所得は勤労所得であり憲法の応能負担の原則に鑑みで量的質的にも担税力を考慮して勤労所得は担税力が低いのでその部分④は税務当局の収入把握が100%近く（クロヨン問題）他の所得収入の把握度と均衡をたもつための部分だと言われている。この4要素の割合などは不明である。給与所得控除はこの様に内容・存在意義も不明で不合理とも言われている。いろいろ不明・不合理と言われている給与所得控除であるが合憲と判決されて源泉徴収・年末調整制度とあいまって給与所得の税制度としてしっかり我が国に定着している。

給与所得控除とは性質が異なるが税法上雑所得に区分されている公的年金等の税制度は源泉徴収が採用されている。給与所得と同じく源泉徴収と年末徴収制度が基本である。公的年金が400万円以下で全部が源泉徴収の対象である場合雑所得以外の所得が20万円以下の時は所得税（地方税）の確定申告は必要が無い（還付請求は除く）。

図表1-2-3 公的年金の雑所得の計算式（2015年分）

2014年1月2日 以後の誕生		65歳未満	
収入金額	A	雑所得	金額 B
～	700,000円		0円
700,001円～	1,299,999円	A	-700,000円
1,300,000円～	4,099,999円	A×0.75	-375,000円
4,100,000円～	7,699,999円	A×0.85	-785,000円
7,700,000円～		A×0.95	-1,555,000円
2014年1月2日 以前の誕生		65歳以上	
収入金額	A	雑所得	金額 B
～	1,200,000円		0円
1,200,001円～	3,299,999円	A	-1,200,000円
3,300,000円～	4,099,999円	A×0.75	-375,000円
4,100,000円～	7,699,999円	A×0.85	-785,000円
7,700,000円～		A×0.95	-1,555,000円

出所：2016年分所得税の確定申告の手引 国税庁

図表1-2-3は公的年金等の所得の計算式である。65歳で区分され65歳以上はより優遇されている。65歳未満で最低70万円の控除で65歳以上では最低120万円の控除である。おそらく公的年金の所得は330万円未満（65歳以上）の人々が大半だと推定出来るので殆んど年金所得者は120万円の控除を受けていると思われる。これは現役の給与所得より課税最低限が高く成る（配偶者が70歳以上だと配偶者控除が10万円増えて38万から48万円になる）。例えば夫婦のみの世帯で社会保険料控除を除いて基礎控除38万円・配偶者控除38（48）万円で比較すると現役給与所得では課税最低額は141万円以上（38+38+（141×40%=56.4→65））である。公的年金所得での課税最低額は206万円以上（38+48+120）

である。実際はこの上に社会保険料控除が加算されるので課税最低額は141万円・206万円以上にはなる、公的年金所得が優遇されていることは変わらない。よわき高齢者への配慮は重要な要素であるが現役所得者との租税の公平性、国の財政状況（将来の納税者への負担先送り）からの世代間の公平性からも又、現役時での差し引かれる公的年金料は非課税であるから退職後の年金所得の税を安くする合理性への疑問などからも公的年金控除について検討する必要性があるのではないだろうか。

2) 各所得控除

固定資産税や消費税などの税は条件が同じならすべての人が同じ税額を納税する税と異なり所得税は人が得た所得に税を負担してもらう税である。同じ収入であってもそれぞれ家庭の状況（人的事情）などにより税の負担は異なる。すなわち同じ所得であっても独身者と家族持ちの人の税額は異なる、家族持ちでも人数・健康状況などにより税額は異なる税でそれぞれの納税者の税の負担能力に応じ税が決まる税である。所得控除とは憲法が要求する公平また、税の大原則である公平性に添うことを考慮している税制でもある。所得金額から各々の人的に考慮した該当項目を差し引く控除を人的所得控除（基準日は1月1日）と言う。現税制は税の大原則である公平・中立・簡素からの観点からすると項目が多く複雑過ぎるとの批判もある。

図表2-1の人的控除以外の控除項目には雑損控除（火事・災害・盗難等）、医療費控除、政策的な控除項目としては社会保険料控除、生命・地震保険控除、寄付金控除などがある。課税は所得金額からそれぞれ該当する控除額を差し引いた金額に税率をかけて計算するのである。公平性・担税力・政策的などを考慮する控除項目も用意されている。

所得控除は所得から差し引く控除項目であるが税が計算され確定した税額から差し引く控除項目として税額控除が設けられている。配当控除・外国税控除・政党・NPO等への特別寄付控除・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）などがある。所得控除・税額控除は非常に複雑である、特に政策的に配慮した控除については目的を達した控除項目とか税の大原則である公平性などに疑問がある項目も混在している

図表2-1は基本的な人的控除項目と特別な人的控除項目の一覧である。基本的な人的控除は所得者本人の基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除などである。特別な人的控除項目として障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除が設けられている。

人的控除として基本な控除は基礎控除である。また、給与所得者で昨今マスコミや政治の場で話題になっているのが配偶者控除である（国の税制調査会・自民党税制調査会で今年も検討開始したが基本的な見直し先送り）。児童手当はあるが扶養控除にならない扶養控除（16歳未満の子供）について子育て支援の観点と税制の関連等の基礎控除・配偶者（特別）控除・扶養控除の概要と課題を追ってみる。

その他政策的な控除項目では医療費控除・雑損控除と詐欺被害・寄付控除・ふるさと納税・住宅ローン控除などの概要と課題も探りたい。

図表2-1 人的控除の概要(所得税)

(所得税)	対象者	控除額	本人の所得要件		
	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・ 本人	38万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・ 生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者		
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・ 年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・ 年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	—
基礎的な人的控除	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・ 生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・ 生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者		
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・ 年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・ 年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・ 年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・ 直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	—

		創設年 (所得税)	対象者	控除額	本人の所得要件
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・ 障害者である者 ・ 障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・ 特別障害者である者 ・ 特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・ 特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	—
控 除	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	夫と死別した者 夫と死別又は離婚し、かつ、扶養親族等を有する者	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・ 妻と死別又は離婚し、かつ、扶養親族である子を有する者	27万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

出所：財務省「人的控除の概要(所得税)」

[http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/045.htm\(2016/9/21](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/045.htm(2016/9/21) 参照)

2-1) 基礎控除

現在税制での確定申告書の狭い範囲での基礎控除は38万円である。1947年に創設された。約6,000万人が利用し1兆8,000億円税負担が軽くなっていると言われている。図表2-1-1は「主要国の課税単位及び基礎控除等について」である。為替換算が最近の為替相場より2割以上円安に振れているので今日での比較ではそれを考慮する必要であるがアメリカ50万円からイギリスの198万円と我が国と比較すると高めである。

税務専門家の多くは現在の税制において個人所得課税は過去数度の減税措置により主要国と比較して税負担水準が低くなり財源調達機能・所得分配機能がかなり損なわれていると指摘している（個人所得税の「空洞化」と言われている、また、社会保険料は増加傾向）。

政府税制調査会はこれを是正するために諸控除を簡素化、中立的な税制を見直す必要があるとしている。この基礎控除（所得控除）も見直しの対象にあがっている。

一方憲法第 25 条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する観点から基礎控除を考慮するべきとの命題もある。これらの事がらを前提として基礎控除の意義を考えていきたい。

図表 2-1-1 主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2016年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税（実質的な二分二乗方式）の選択制	個人単位課税	個人単位課税と夫婦単位課税（二分二乗方式）の選択制	世帯単位課税（N分N乗方式） ^(注1)
（参考）私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^(注2)	法定共通制 ^(注3)
納税者本人に係る控除等	基礎控除 [38万円]	人的控除 ^(注4) [50万円]	基礎控除 ^(注5) [198万円]	税率不適用所得（ゼロ税率適用所得） [114万円]	税率不適用所得（ゼロ税率適用所得） [128万円]
夫婦各々の基礎控除等に加え、配偶者の存在を理由に追加的に認められる控除等	配偶者控除 [38万円]	なし	なし ^(注6)	なし	なし

（備考）邦貨換算レートは、1ドル＝123円、1ポンド＝187円、1ユーロ＝132円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成28年（2016年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

（注1）フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注2）原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3）フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

（注4）アメリカでは、一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み（夫婦個別申告の場合、所得が155,650ドルから1,250ドル増加するごとに控除額が2%ずつ逡減し、216,900ドルで消滅）。

（注5）イギリスでは、一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み（所得が100,000ポンドから1ポンド増加するごとに控除額が0.5ポンドずつ逡減し、120,000ポンドで消滅）。

（注6）イギリスでは、配偶者の一方が自らの基礎控除を全額使い切れなかった場合に、その残額（最大1,060ポンド）を他方（給与所得者の場合、給与所得が31,785ポンド以下の者が対象）の基礎控除額に加算することができる（婚姻控除）。

出所：財務省「主要国における課税単位及び基礎控除等について」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/030.htm(2016/9/12 参照)

租税は「担税力に即した課税」が原則である。すなわち基本的に租税を負担する能力の事を指すこととされ異論が無い(応能負担原則)。所得税法の「基礎控除」は憲法第 25 条で保障している「生存権」の反映であるとされている。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を危うくするような課税はされないとする権利を国民は保障されている。すなわち最低限度の生活を維持するための必要な所得の部分（最低生活費）は課税の対象にしない、それ以上の部分にだけ課税されるべきである。この原則には異論は聞かない^{5,6)}。

所得税の課税対象から「最低生活費」を除く方法として合理的で簡素であるのが所得控除である。

最低生活費控除とは基礎控除・配偶者控除・扶養控除等の基礎的人的控除合計であると解釈されている。課税最低限は（給与所得者の場合）基礎的人的控除（最低生活費）に給与所得控除・社会保険料控除を加算したものであると一般的には理解されている。

一方課税最低限は最低生活費控除を基礎控除のみとする見解もある。従って現所得税で基礎控除が 38 万円では低すぎる。「1995 年以来引き上げが無い。1965 年当時はこの基礎控除は 13 万円で生活扶助額より高額だったが、生活扶助額が毎年改正されるのに対して、基礎控除は-----今日では生活扶助基準額の 50～60%にすぎなくなっているのである。7)」とこれは憲法第 25 条の「生存権」を保障しているとは言えないと疑問を呈している。具体的には生活保護の生活扶助（全国平均 120 万円前後）と基礎控除は同額が適正であると指摘している。根拠は「ドイツでは憲法裁判所が 1992 年に課税最低額と生活扶助基準の一致の必要性を認め、生活扶助費を大幅に下回っていた所得税の課税最低限を違憲とした。このためドイツは 1996 年改正で基礎控除を倍増し、その後も増額していることにも留意すべきである 8)。」と主張している。

図表 2-1-2 は基礎的人的控除・給与所得控除・社会保険料控除を加味した所得税の課税最低限の国際比較（給与所得者の場合）である。

図表 2-1-2 所得税課税最低限の国際比較（給与所得者の場合）単位：千円 2016 年 1 月現在

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
単身者	1,211	1,273	1,982	1,560	2,673
夫婦のみ	1,688	2,546	2,180	2,957	4,996
夫婦子 1 人 13 歳	1,688	4,274	2,180	2,957	5,860
夫婦子 2 人 19 歳 13 歳	2,854	4,772	2,180	2,957	6,722

注 1、方働きである。

2、為替は 2016/1 月中適用 1 ドル=123 円、1 ポンド=187 円、1 ユーロ=132 円

出所：財務省「財政金融統計月報第 769 号 13」

http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g769/769.htm (2016/10/14 参照)

課税最低限の内訳は各国異なる。この表だけで見れば日本の課税最低限の金額は低い。と言って所得税が高いとは一概に言えないかもしれない。財務省は夫婦と子供 2 人の場合税額 2,854 千円に一般的給付額を加味したら実質的に金額の負担が生じる額は 6,315 千円であると主張している。しかし我が国では図表 2-1-2 に示した所得以上の場合所得税を支払わねばならないのであるから課税最低限の金額は低いと言わざるを得ない。

税務大学校田中康男氏は基礎控除の水準⁹⁾ がかなり低い水準になっていることから、生活保護基準に見合った水準に引き上げる必要があることは認めている。田中康男氏の私案によると現生活保護基準が適正であるとして基礎控除は 100 万円程度まで引きあげてはと提案している。図表 2-1-3 が私案である。これだとだいたい生活保護基準に見合っていると述べている。

しかし実際に所得税の負担のあり方を考える場合、最低生活費控除という要素のみを考慮するのは妥当でない。財政事情等も考慮して総合的に判断し段階的に見直す必要があると

している。田中康男氏は理論的には基礎控除の引き上げが必要であるとしているが実際的には歳入歳出の両面にも考慮し総合的に考える必要があるとしている。

図表 2-1-3 人的控除の田中康男氏私案 単位：百万

区分	人的控除			
	基礎控除	配偶者控除	扶養控除	合計
単身者	100			100
夫婦のみ	100	70		170
夫婦子 1 人 13 歳	100	70	70	240
夫婦子 2 人 19 歳 13 歳	100	70	140	310

出所：田中康男「所得控除の今日意義－人的控除のあり方を中心として－」税大論叢 48 号 2005 年 6 月 29 日 p.75

<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf> (2016/101 参照)

2-2) 配偶者控除

現所得税法での配偶者控除は納税者の伴侶が年間給与所得 103 万円未満（基礎控除 38 万円＋給与所得控除 65 万円）の収入であった場合納税者は人的控除の配偶者控除として 38 万円の控除が認められている（伴侶 70 歳以上の場合は 48 万円）。1961 年までは伴侶も扶養控除の対象であった。控除額も扶養控除より高くした、理由は「内助の功」であると説明されたが現在は扶養控除も 38 万円となり同額である。「内助の功」であるとの説明は希薄となっているが「内助の功」説が政治家も含めて一般的に認識されているようである。1987 年には給与所得が 103 万円以上になると世帯の手取り収入の減少（主納税者の所得税が増え伴侶も税負担をする）を防ぐために配偶者特別控除の項目（納税者の所得金額 1,000 万円以上の配偶者除外）が設定された。伴侶の給与収入年間 141 万円未満まで主納税者は伴侶の収入により 38 万円～3 万円の配偶者特別控除が認められている（図表 2-2-1 参照）。

図表 2-2-1 配偶者特別控除の合計所得金額による控除される金額

配偶者の	合計所得金額	控除額
	～380,000 円	0 円
380,001 円	～399, 999 円	38 万円
400,000 円	～449, 999 円	36 万円
450,000 円	～499, 999 円	31 万円
500,000 円	～549, 999 円	26 万円
550,000 円	～599, 999 円	21 万円
600,000 円	～649, 999 円	16 万円
650,000 円	～699, 999 円	11 万円
700,000 円	～749, 999 円	6 万円
750,000 円	～759, 999 円	3 万円
760,000 円～		0 円

出所：2015年度所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引（B用）p.25

配偶者控除か配偶者特別控除のどちらかを選択適用する制度で2重には適用出来ない。

配偶者特別控除項目の設定は「103万円の壁」と言われている女性の就労で特にパート労働の女性が103万円以上の収入があると本人に所得が課税され夫の所得税も増額になり世帯の手取り金額が103万円以下の世帯より減額してしまうので改めるために設定されたものである。所得が上がり手取りの逆転現象が回避是正される制度であり女性の働き方の選択肢が広がり有効な制度であると一般には評価されて、これで税制上「103万円の壁」は解消されているとしている。しかし実際には女性の就業が改善されていない。この現象は配偶者控除が働き方に影響があると言っているであろう、すなわち税制の原則中立性を阻害しているのではないかと。一般的には理由として給与収入が103万円（住民税93～100万円）超になると所得税がかかること。次に多くの企業では配偶者手当を支給している、この支給条件として所得税103万円の基準が採用され103万円超になると配偶者手当が支給されなくなるのを避けるためだといわれている。税法ではないがその上社会保険加入（年金・健康保険等）の条件が130万円超（2016年10月1日施行501人以上の従業員のいる企業は106万円以上から社会保険加入の義務）の給与収入の労働者は年金・健康保険等に加入しなければならない（130万円未満の給与収入の場合は年金・健康保険は夫（妻）が支払うので支払いなし）。多くの場合社会保険料は会社と半々の支払いであるが手取り金額は減少する、また社会保険上夫（妻）の扶養からはずれことなどが女性の就業拡大に消極的な理由となっている。社会保険料を支払っていけば勿論女性パートタイマーの老後の年金額は増加するし基礎年金の支払いについて半分以上は会社・国税であるから効率が非常に高い金融商品であると言う人もいる。この稿の税法の論点から外れ寄り道であるが国の統計から女性のパートタイマーの意向の傾向を探ってみる。

厚生労働省¹⁰⁾によれば2015年6月4日現在総世帯数は50,361万世帯である。2015年での共働き世帯は1,114万世帯、専業主婦世帯は687万世帯となり1980年の共働き世帯614万世帯、専業主婦世帯1,114万世帯の逆になっている。女性も働くのが当たり前の時代となっている。所得税法がモデルとしていた世帯の基準が大きく変化しつつあることをしめしている。共働き世帯の全世帯に対する割合をみると1990年代から今日まで約22%前後を維持しているのである。おそらく単独世帯・高齢者世帯等の増加が原因の一つであろう、この傾向は当分続くものと思われる。女性の就労はパートタイマーも含めて専業主婦世帯の1.6バイ倍であるが税法・社会保険法等の収入の壁以内の働き方のようなのである。

次に厚生労働省の「2011年パートタイム労働者総合実態調査の概況：個人調査¹¹⁾」からパートタイム労働者の意向を見てみる。

図表2-2-2 主な収入源別のパート割合 単位：%

	自分の収入	配偶者の収入	親の収入	子供の収入	その他
男女合計	29.5	49.5	14.4	1.1	5.3
女性合計	15.9	68.6	9.7	1.3	4.3

出所：厚生労働省「2011年パートタイム労働者総合実態調査の概況：個人調査」表5より作成

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/132_23e.html (2016/10/21 参照)

図表 2-2-3 公的年金加入状況別パートの割合 単位：％

女性	公的年金 本人加入	配偶者の扶 養で未加入	国民年金 本人加入	年金受給	年金未受給
配偶者有	25.1	55.2	7.1	6.8	2.9
配偶者無	45.9	—	18.5	10.6	14.0

注、公的年金とは厚生・共済年金をいう。

出所：図表 2-2-2 と同じ、表 9 より作成

図表 2-2-4 就業調整の有無と理由 単位：％

1 就業調整の有無と調整しない理由

女性	調整して いる	調整しない	しない理由			不明
			不必要	気にし ない	その他	
配偶者有	21.0	72.0	38.9	29.7	3.4	5.9
配偶者無	8.1	74.7	27.7	44.0	3.0	16.1

出所：図表 2-2-2 と同じ、表 10-1 より作成

2 就業調整をする理由別パートの割合 複数回答 単位：％

女性	103万 円 未満に	特別控除 以内に	会社 の 都合	130万 円 未満	雇用保 険回避	社会保 険回避	その他 不明
配偶者有	63.0	37.7	20.6	49.3	2.8	4.3	4.3
配偶者無	51.4	0.6	4.9	4.9

出所：図表 2-2-2 と同じ、表 10-2 より作成

図表 2-2-5 働いている理由別パートの割合 複数回答 単位：％

	主収入	家計の 足しに	自分の学 費娛樂	キャリア を活かす	生きがい 社会参加	余裕 時間	子供の 世話無	他・不明
女性	15.0	70.9	26.6	8.7	33.6	17.4	19.3	5.4

出所：図表 2-2-2 と同じ、表 18 より作成

今後の働き方として（女性）

正社員になりたい 18.8%、パートのまま 74.8%、その他・不明 6.4%である。

図表 2-2-2 によるとパートタイム労働者の 80%は配偶者等の収入が主な収入である。おおざっぱな推定であるが女性の就業者約 2,560 万人のうちパート・アルバイト約 1,060 万人（就業者に対して 41%）である。1,060 万人（配偶者有が 75%）のうち 850 万人が補助的な働き方を選んでいるのであろう。ほとんどの人が将来ともにパートのままの就労を望んでいる。

図表 2-2-3、図表 2-2-4-2 にみられる様に所得税の課税の回避、社会保険加入の回避のために図表 2-2-4-1 の如く少なからずの人が勤務時間の調整は行っていることがみてとれる。働いている理由の主なものは家計への補助であり他は教養娯楽費とか社会参加

等である。このアンケートからは配偶者の勤務先での配偶者手当がなくなるから収入を制限しているかは不明である。

図表 2-2-6 は民間会社の家族手当支給の状況である。家族手当制度がある会社は 76.5% で制度がない会社は 23.5% である。家族手当制度のある会社のうち配偶者の収入により配偶者手当を制限している会社は 84.9% もある（全体で 65% 程度）。

NIKKEISTYLE によると¹⁾ 家族手当制度は年々減少している、配偶者手当から子供向けへの手当に変更していく会社が現れている、ホンダ・トヨタ・日立製作所などである。

図表 2-2-6 家族手当の支給状況

項目	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	%	%	%	%
家族手当制度がある	76.5	75.8	78.7	72.5
配偶者に家族手当を支給する	(90.3)	(87.8)	(94.3)	(93.5)
配偶者の収入による制限がある	[84.9]	[88.8]	[81.0]	[71.0]
収入制限の額				
103万円	<68.8>	<73.8>	<60.7>	<59.5>
130万円	<25.8>	<19.4>	<35.9>	<38.4>
その他	<5.4>	<6.8>	<3.4>	<2.1>
配偶者の収入による制限がない	[15.1]	[11.2]	[19.0]	[29.0]
配偶者に家族手当を支給しない	(9.7)	(12.2)	(5.7)	(6.5)
家族手当制度がない	23.5	24.2	21.3	27.5

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 3 < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 4 従業員数ウェイトを用いて算出した割合である。（以下表12の各表において同じ。）

出所：人事院「2015年職種別民間給与実態調査の結果」

http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/minn/minnhp/min27_index.htm(2016/10/28 参照)

以上厚生労働省のアンケート、民間会社の配偶者手当の状況から少なからず税法上の103万円・141万円の壁、社会保険法上の130万円（新たに106万円）の壁、企業の配偶者手当制度による壁等の存在は感じられる。

ではどのくらいの方が配偶者（特別）控除適用を受けているかと言うと配偶者控除適用数は1,700万人程度、特別控除は140万人程度で控除額はそれぞれ7,000億円弱、340億円程度である。納税者に対しての割合は29%、3%弱とされている。

所得税法で国民を巻き込み政治的に微妙な配偶者控除問題は廃止も含めての（夫婦控除への衣替え）見直しが与党税調査会で今年も始まったが政党間の利害が先に立ち、国民の為にはどうあるべきか、論理的にはどう言う位置にたつかとの議論は聞くことはなかった。既婚女性の労働時間（年収）等の就労を阻害しているであろう103万円の壁を150～200万円にかさ上げをする事に決まりそうである。この改正により既婚女性の就労が増加するのは限定的であろうとの評価が多数のようである。

配偶者控除の廃止論①女性の就労を制限している。②専業主婦世帯が税制上優遇されていて不公平である、内助の功があるとすれば専業主婦も共働き主婦も同じである。が主な論点である。

反論として

① 女性の就労が制限されているのは先ほどの厚生労働省のアンケートから一部存在することは否定できない。また、アンケートからその実数は2割ちょっとである。女性の就労を阻害していると思われる社会保険上の問題もある。片働きか両働きかを決めるのは個々夫婦間での要因である。税法により女性の生活の仕方が決定されるものではない。どのような生活を選ぶかが配偶者控除適用か否かで決定されているとの主張は論点として疑問が残る。

② 内助の功説は広くいきわたっているが1961年に配偶者控除の項目ができたのであるが、扶養控除から独立した項目である。配偶者控除は内助の功への配慮ではない。効果として同じ世帯の収入の場合所得税率が累進性であるから片働き世帯は共働き世帯より税負担が重くなる可能性がある。内助の功でなく片働き世帯の税負担を緩和していると言う説もある。専業主婦世帯を優遇して不公平な制度ではない、不公平といえれば103万円未満の収入のある世帯の方が現行法では優遇されているかもしれない。考えてみると103万円の中身の65万円は給与控除である、収入の高い就労者も給与控除は適用されているからこの点は公平である。問題は38万円の配偶者控除の適用である。専業主婦世帯では夫の控除76万円（基礎控除38+配偶者控除38）、103万円未満世帯は114万円（基礎控除38+夫の配偶者控除38+夫の基礎控除38）である。103万円以上の共働き世帯はそれぞれ合わせて76万円（基礎控除38+基礎控除38）である。このあたり制度改正するとすれば配偶者特別控除方式のように1円から38万円の間38万円から収入により減額していけばすべての世帯が夫婦合わせて76万円の世帯控除となる制度も考えられる¹³⁾。実務上の煩雑さを考慮して改正するかどうか議論するべきではないか。

税法研究者の間では配偶者控除は基礎的人的控除である、したがって専業主婦にも生きて行くには経費がかかる。専業主婦には収入がないので最低生活費控除として夫が代わって夫の収入から控除しているとの説が主流である。他の子供・高齢者の扶養控除も同じく最低生活費控除と論じられている。103万円未満の主婦も最低生活費控除として控除されているとの見解である。妥当な見解だと思う。マスコミなどで税法の改変は既得権に対しては損か得

かと報じられる場合が多い、配偶者控除の廃止論は国民の間にも関心がある、見解も存続と廃止とに分かれている課題で廃止論の声は高いまた、知識の誤解もみられる。新聞・テレビ等メディアはもう少し事実と本質を探り国民に正しい情報を提供していくように期待したい。

配偶者控除が可能な配偶者とは法律上婚姻している配偶者に限ると解釈されていることにも留意する必要がある。

2-3) 医療費控除等他の控除項目

医療費控除・雑損控除等は人的控除ではなく税金を払う力（担税力）に配慮した控除項目で物的控除と言われている。治療費が重なると生活費が高額になる、当然税金を支払うには治療費がない人より余力が少なくなる。其れを配慮して現行法では所得金額の5%の金額と10万円とのどちらか低額を家族の合計治療費から差し引く。その金額から保険等から補填された金額を差し引かれた金額が（最高200万円）控除できる。医療費控除であるから予防接種・人間ドック・健康増進費用等は対象にならない。図表2-3-1は該当される治療費の例である。注意したいのは医療費控除・配当控除などは年末調整項目でないため個々に還付申告をする必要がある。

医療費控除の課題は、税法は法定主義が原則であるべきであるのに医療費の範囲が社会的ニーズにより新しく発生した医療行為に対処するために政令で医療費控除の範囲を定めている。近年高齢化社会に伴い介護を必要とする高齢者が増加している。オムツなど一定の条件で医療費控除が認められている。介護に関する諸々の費用とか在宅医療での費用などその都度政令で範囲を緩和していくのは限界があるのではないか。特に今後介護に関しての控除をどのように扱うかなど政令でなく成文化した法律の改正は待たれることである。

国税庁の「医療費控除、公表裁決事例等の紹介、国税不服審判所」の事例¹⁴⁾をみていこう。

- 近視用コンタクトレンズ及び乱視用の購入費用は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 30-70 頁 1985年10月22日裁決
- 特別養護老人ホームホームの措置費の一部負担金は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 32-96 頁 1986年10月25日裁決
- 糖尿病患者の自宅における食事療法のための食事代は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 35-83 頁 1988年2月18日裁決
- 特別養護老人ホームへの入所に伴い、市に対して支払った老人福祉法の規定に基づく措置費徴収金は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 51-187 頁 1996年3月1日裁決
- 自然医食品等は薬事法に規定する医薬品に該当しない。から、医師の処方により購入しても医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 64-172 頁 2002年11月26日裁決
薬事法で医薬品でない「丸山ワクチン」は医療費控除が認められている。
- 健康食品等の購入費は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 69-125 頁 2005年3月15日裁決
- 居宅サービス計画に医療系サービスが伴わない場合の居宅サービスの対価は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No. 69-145 頁 2005年6月9日裁決

●身体障害者更生施設への入所に係る利用者の負担費用として支払った利用負担金は医療費控除に該当しない。裁決事例集 No.70-157頁 2005年11月25日裁決

以上判決の事例である。介護費用も一定の条件で医療費と認める政令があるが具体的には煩雑で難解である。介護施設側も理解不足で領収書の発行など戸惑っているようである。介護関連費用も医療費控除の範囲に無理やり適用しているから現場で混乱しているのである。何らかの法律上で解決する必要があると思われる。

図表 2-3-1 医療費控除の例

● 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> 医師、歯科医師による診療や治療の対価 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価 助産師による分べんの介助の対価 医師等による一定の特定保健指導の対価 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> 通院費 医師等の送迎費 入院の対価として支払う部屋代や食事代 医療用器具の購入や賃借のための費用 義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの 6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 健康診断の費用 タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。) 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用
<ul style="list-style-type: none"> 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)
<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

出所：国税庁「2015年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」p.19

雑損控除は災害・盗難・横領による損害に控除は限定されている。地震・家事・台風・害虫など自然現象や人的な行為による災害で私生活に必要な住宅・家具・衣料・車などの損害に控除ができる。美術品・貴金属など30万円を超えるものは適用できない。適用者は納税者または総所得金額が38万円以下の配偶者・親族である(東日本大震災・熊本地震・鳥取地震などの災害は勿論適用される)。年間所得1,000万円以下の場合には災害減免法による

所得税の軽減免除もありどちらか有利なほうを選ぶことができる。1,000 万以上の方は雑損控除のみである。

雑損控除は申告制であるから必要書類を添えて確定申告をしなければならない。1 年で所得金額から控除しきれない場合は 3 年間の繰り越しができる。雑損控除は他の控除に先立だつてしなければならない。これは所得金額に対して損害額が大きい場合基礎控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など所得金額からの所得控除ができない場合が想定される。盗難・横領も同じく損害額に応じて適用できる。詐欺・恐喝被害には適用できないのである。昨今高齢者の詐欺被害などの多発を考えれば一考すべきではないか。

政策的に配慮された社会保険控除・小規模企業共済等掛金控除がある。生命保険・地震保険料控除などもある。その他寡婦（夫）控除・勤労学生控除・損害者控除など。寄付金控除は定められている一定の条件のもとに（国・ふるさと納税・社会福祉法人・認定 NPO 法人・特定の政治献金など寄付控除がある）寄付をすればその金額を控除できる制度である。寄付金控除（ふるさと納税）は特殊な控除で納税者が自分の税金の使い道を特定する制度である。納税者が税金につき関心が高まる長所はあるが課題がないとは言えない。ふるさと納税は特殊で自分が住んでない地域に使い道を指定して税金の一部を納税する制度である。非住民から納税された（寄付）お礼に各自治体はお礼の品の競争が激しい、納税者には人気がある。しかし自分が住んでいる自治体は税金が減少する、自治体は教育・道路・治安維持・医療・上下水道など住民の生活環境を発展保持していくのであるがその辺は課題ではないだろうか。

3) 税率

収入から各所得控除を差し引いた後が課税所得金額である。所得に応じて 5% から最高 45% まで 7 段階の税率が設けられている（図表 3-1 参照）。

図表 3-1 所得税率（税額の計算方法 2016 年現在）

課税所得金額	(円)	(%)	差引金額 (円)	税額
1,000	～1,949,000	5	0	
1,950,000	～3,299,000	10	97,500	
3,300,000	～6,949,000	20	427,500	
6,950,000	～8,999,000	23	636,000	
9,000,000	～17,999,000	33	1,536,000	
18,000,000	～39,999,000	40	2,796,000	
40,000,000	～	45	4,796,000	

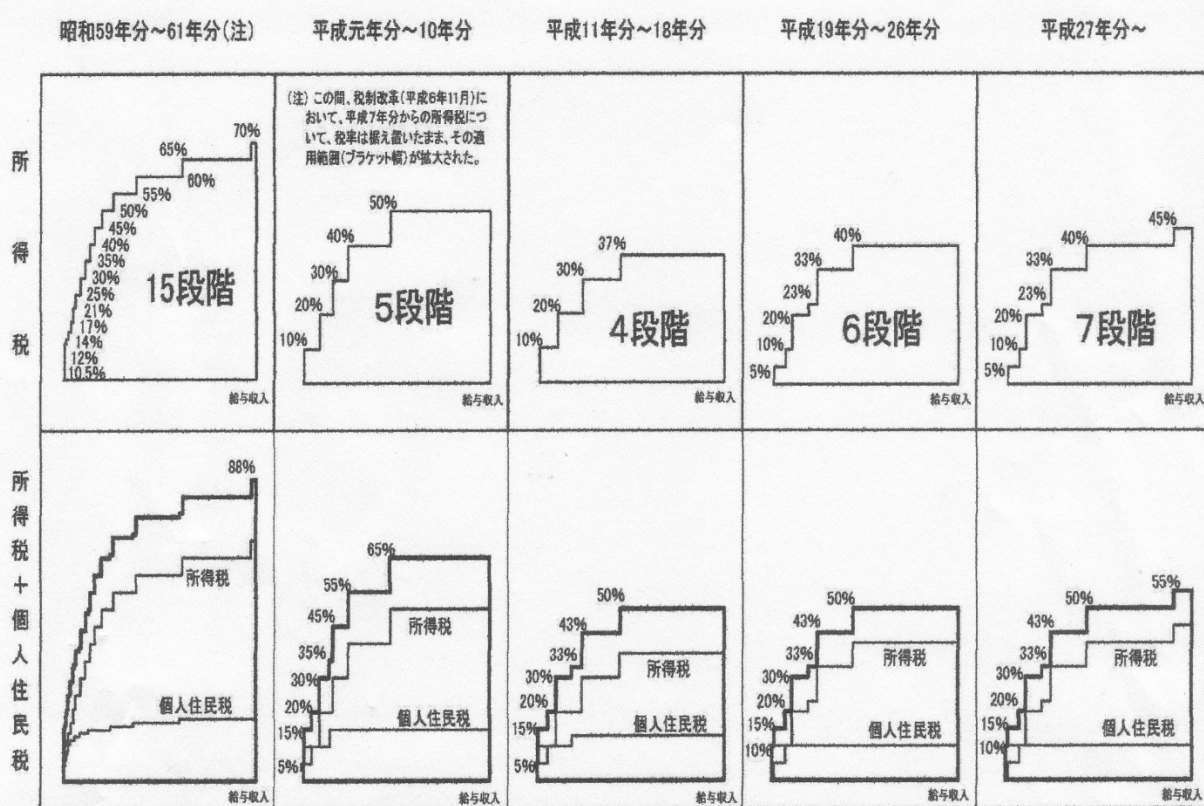
出所：国税庁「2015 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」p.27

図表 3-1 で税額算出に単純な累進税率ではなく課税所得金額に税率を掛けた金額から一定の金額を差引いた金額が課税額となる。これは「超過累進税率」と言われている累進性なのである。例えば課税所得金額を 1,000 万円の場合 33% を掛けた金額 330 万円ではなく

1,764 千円である。からくりは次のように税額は計算されているのである。1,000 万円の内 1,949 千円分 (5%) の税額 **97,500** 円、次の 3,299 千円分の税額 (3,300,000 - 1,950,000 = 1,350,000) 1,350 千円分 (10%) **135,000** 円、また、6,949 千円分 (6,950,000 - 3,300,000 = 3,650,000) 3,650 千円分 (20%) **730,000** 円、更に 8,999 千円分 (9,000,000 - 6,950,000 = 2,050,000) 2,050 千円分 (23%) **471,500** 円、残り 1,000 万円から 900 万円差し引いた 1,000 千円 (33%) **330,000** 円、の合計額 **1,764,000** 円が支払う税額となる。

複雑な計算方法であるが単純累進税率であれば税率の境目で僅かに課税所得が増える場合大きく支払税額が増えてしまうのでこれを回避する為にこのような計算方式で算出されている。

図表 3-2 税率の年推移



(注) 1. 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階。(住民税(63年度)の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%)

2. 昭和63年分の所得税の税率は、10、20、30、40、50、60%の6段階。(住民税(元年度)の最高税率は15%、住民税と合わせた最高税率は75%)

出所：財務省「所得税の税率の推移」

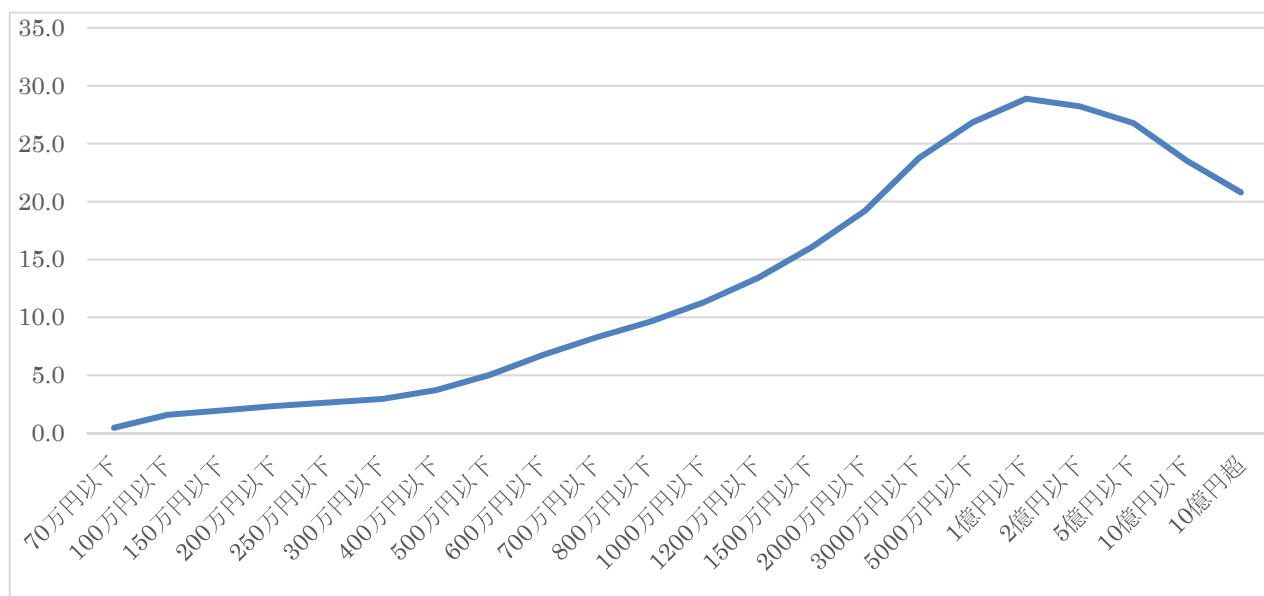
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/033.htm(2016/9/20 参照)

図表 3-2 でみられる様に税率の段階は年々フラット化しているが 1989 年 (平成元年) には 5 段階 1999 年の 4 段階から税率の段階は増加して現段階は 7 段階と増加している。所得税と住民税合わせて今まで最高税率は 93% である (1974 年)。現在は所得税・住民税合

わせて 15～55%が税率である。所得に関係なく一律フラットであるべきだとの見解もあるが低所得者と高所得者が同じ率であることには低所得者の負担感が重い。また、税負担の「応能負担原則」にかなっていないとし「超過累進税率」は妥当であるとの見解が多数である。一方では消費税が導入され最高所得税率が下がることには「金持ち優遇」との批判もある。現行税率でも最高税率 45%、住民税 10%とで合わせて 55%で所得の半分以上の税負担は軽くないとまた、日本経済新聞によると¹⁵⁾ 2014 年の給与所得者 4,757.3 万人の 4.1%の納税者が 1,000 万円超高額納税者で全体にたいする納税額割合は 49.1%である。このように応分な負担をしているとの反論もある。しかし消費税 (1989/4/1) が導入され「広く薄く」低所得者も含めてすべての人に税を負担してもらうと言う傾向であることは否めない。このような所得税においての傾向には今後議論を進めていかねばならない。

では実際に高額所得者の課税状況を財務省の「ファイナンシャル・レビュー」¹⁶⁾ での岡直樹氏の「日本の所得税負担の実態」から検証してみる。

図表 3-3 申告所得者の所得階級別実効税率 (2010 年) 単位：%



資料：国税庁「申告所得標本調査」(第1表・総括表)

出所：岡直樹 財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」2014年第2号 2014年3月 p.62,72

表 16・図 10 より作成

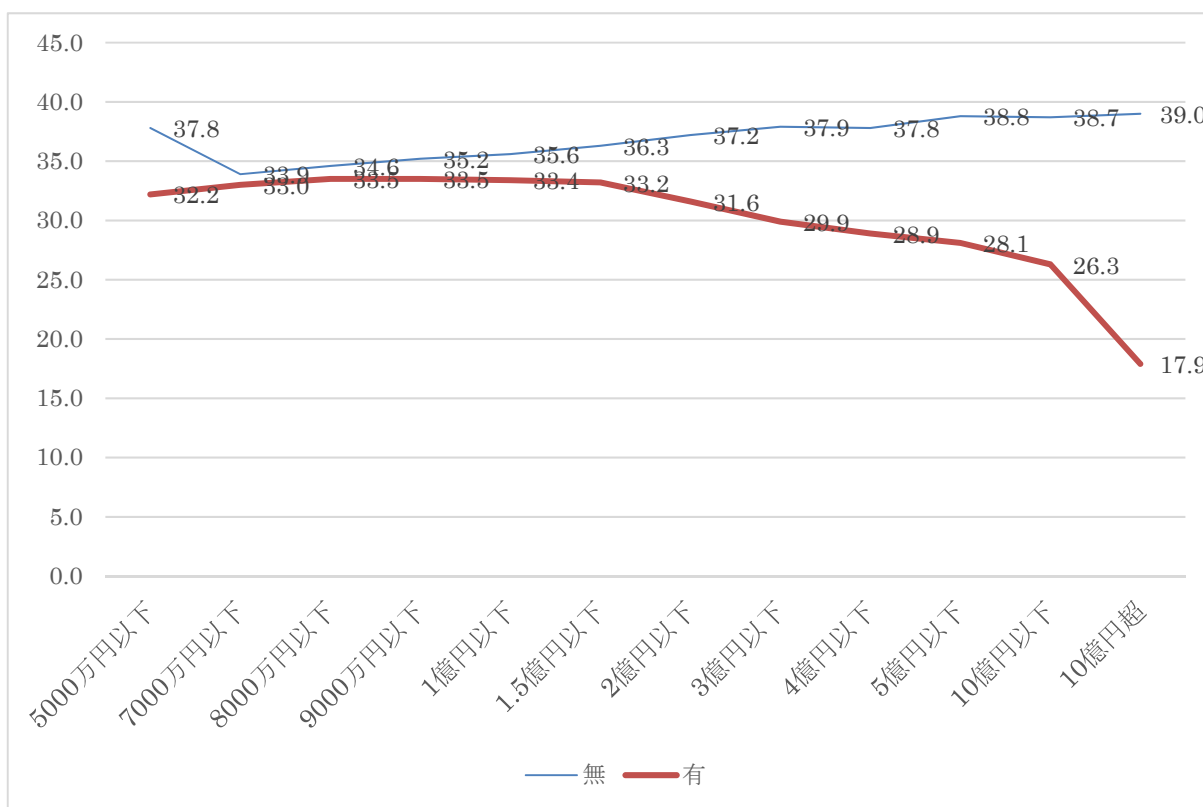
http://www.mof.go.jp/publication/finacial_review/fr_list6/r118_04.pdf (2016/11/14 参照)

1,000 万円以上の納税者が全納税額の約 49.1%を負担しているのであるが 3,000 万円以上から 5,000 万円以下の実効所得税額は 26%前後で 1～2 億円の階級が 28.5%くらいであり最高税率である。2 億円以上は下降傾向で 10 億円超では 21%に下降している。この表の原本は申告書からの集計結果からで高額所得者の収入を税務当局が把握されていない収入があるとすれば高額所得者の実効税率はまだ下がる可能性がある。2 億円以上の高額所得階層から実効税率が下がるのは違和感をもつ人も多いと思う。最高税率は課税所得 4,000 万円以上から 45%であるがこれは総合所得課税の項目すなわち給与所得にかかわる税率であり、資産 (30%、15%)・株式 (15%) の譲渡益、利息・配当金 (15%) などは所得税では総合

収入に加算されなく課税が分離されて課税する分離課税制度があるからである。

図表 3-4 では分離所得のない人とある人で所得実効税率を比べたものである。細線の分離所得がない納税者は所得に比例して高率になる。太線の分離所得のある納税者は 10 億円超では 17.9%と非常に低い税率となっている。我が国での分離課税項目は多岐に渡っていて超高額所得者の税率を低く抑えていることがわかる。経済政策的に必要なとの認識で制定されているのであるが、多額の納税者であっても分離所得の有無での税率格差は見直す必要があると思う。

図表 3-4 超高額所得者（5000 万円超）の合計所得金額階級別・分離所得の有無所得税実効税率（2010 年） 単位%



出所：図表 3-3 と同じ

納税額の確定には種々の所得から控除する所得控除の他に税額控除の項目がある所得控除して税率を掛け算出された納税額から税額控除の項目がある場合は差し引いた金額が納税額となる。配当控除・住宅借入金等特別控除（住宅ローン）・政党等寄付金特別控除・認定 NPO 及び公益社団法人等寄付金控除・外国税額控除などがある。ふるさと納税も税額控除の一種である。

一般的に所得控除は税額控除より高額所得者に有利とされている。おおざっぱな例でいえば 2,000 万円の課税所得がある人の所得控除が 100 万円だとすれば税率 40%であるから 40 万円の節税ができる、300 万円所得の人も所得控除が 100 万円とすれば税率は 10%であるから 10 万円しか節税にならない。所得税の役割として国の財源調達がある。一方所得再分配機能においても重要な役割を担っている。税額控除は所得控除より所得再分配機能への貢献が大きいとされている。先の事例だと 100 万円が所得控除でなく税額控除であれば所

得に関係なく両者ともに税額から 100 万円が控除されるのであるから所得再分配機能がより効果的になるわけである。

現制度では所得控除が多岐複雑で課税の範囲をせまくして減税の効果を強くしてきた。日本も含め多くの国々で今経済的格差が広がっている。消費税との関連があるが経済的格差改善として所得再分配機能を高めるために世界の諸国は所得控除から税額控除への方向に流れているようである。

先の事例であると 300 万円の収入のひとは税額が 100 万円以上にはならない。控除額が引ききれなくなりマイナス分が残る。項目によるがこのマイナス分の金額を給付している国もある。「給付付き控除制度」である。この制度は社会保障給付と税額控除が一体となっている仕組みと言われている。しかしこの制度では税額のある者にしか適用されないという限界がある。では税額のない人にはどうすれば公平性が保たれるかとの観点から諸外国では「手当制度」を実施している国もある。手当制度は社会保障と税の一体化であろう。我が国では所得税法上手当制度なるものは制定されていないが「児童手当（子ども手当）」が類似している。

児童手当制度は 1972 に発足した、5 歳未満の第三子以降に月額 3,000 円と限定的な制度であった。年々範囲も広がり金額も増加していき 2010 年に「子ども手当」制度として所得制限なく中学校卒業するまで一人あたり月額 26,000 円の支給という制度である。2012 年に所得制限ができ 2013 年に「子ども手当」から「児童手当」となった。2016 年の児童手当は図表 3-5 のようになっている。

図表 3-5 児童手当の支給月額

0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	
第1子、第2子	10,000円
第3子以降	15,000円
中学校	10,000円
収入約918万以上	5,000円

出所：厚生労働省「児童手当ニュース」

<http://児童手当ニュース.com/kingaku.html> (2016/11/23 参照)

手当支給により 0 歳から中学校修了までの扶養控除は 2011 年に廃止された。児童の扶養控除が廃止され手当に転換されてこの項目の高額所得者の有利性は減少し低額所得者は現金の支給を直接うけて子育て支援が目に見えてきたと推察できる。高所得者より低所得者への援助効果は大きくなったようである。児童手当が児童扶養控除の転換で控除から手当への変換であるとの認識は一般的に薄いのは残念である。

今後給付付き控除・控除に代わり手当制度の諸外国の動静に注目していくことも視野に入れて所得の再配分機能の強化を考えていくことに留意しておくことは必要ではないだろうか。

都道府県民税・市町村民税いわゆる住民税も所得に課税される税金であるから概要を一覧したい。住民税は「均等割」と「所得割」の2本立てが基本である。所得割は全国10%（県が4%、市町村が6%）が標準税率である。標準的均等割税額は都道府県税が1,000円、市町村が3,000円である。復興特別税（2014~2023年度の10年間、所得税は2015/1/1~2034/12/31年の25年間納税所得税額の2.1%）は各500円で都道府県税1,500円、市町村税3,500円である。標準課税より高い税率を独自に課税することは可能であり（超過課税）多くの自治体が行っている。千葉県は超過課税を課していない、茨城県は県民税均等割に「森林湖沼環境税」として1,000円課している（1,000+500+1,000円）。所得税は所得を得た翌年の3月に確定申告で納税するが住民税は前年の所得に対して翌年6月より翌々年5月まで源泉徴収され会社が自治体に納税するか源泉徴収されない納税者は翌年6月に一括で払うか翌年6月から翌々年1月まで6月8月10月1月と年4回で納税する。会社に勤務していた人が退職した場合源泉徴収されないから残額を自分で納税しなければならない。

住民税は基礎控除・その他の控除額が所得税より低額（基礎控除など33万円）であるので所得税を支払わない人も住民税を納税しなければならない場合があるし、本年所得が無いとか減少している場合も前年の所得にたいする後払いであるから注意が必要である。

4) 所得税の課題

所得税は消費税法法人税と共に基幹税である。2016年度歳入予算96兆7,218億円の内3税で49%を占めている。所得税は約18兆円弱で18.6%の最大の財政収入である、1990年度26兆円をピークに減額してきた。1989年に消費税導入により所得税の課税ベースを狭めた（減税）関連とか社会保険料の上昇などと景気の低迷などが要因であろう、それに人口構造が少子高齢化と変化している要因もある。厚生労働省の「2014年所得再配分調査」によるジニ係数は0.5704（2000年0.4983）で2011年0.5536にたいし0.048高くなってジニ係数上は所得再配分機能が年々損なわれている。税率10%・5%の納税者が全体の8割だとか就業者の年収入約250兆円に対し課税対象は110兆円とも言われている。国民は増税を嫌いそのため政治家は減税には熱意があるが増税には関心が薄い。

このような中で所得税の機能である財源調達機能と所得再分配機能の低下に対して所得税の課題を考えてみる。

マイナンバーが今年から確定申告等税務当局提出の書類に適用される。日本国民個人の収入が税務当局にすべて把握されやすくなる。クロヨンと呼ばれている収入把握の不公平を和らげることが期待できる。資本はいまや世界中に流動していて外国での金融取引の実情をすべて把握することは容易でない。超富裕層は税が極端に安い地域（タックスヘイブン）に所得を移し合法的に節税している事実が「パナマ文書」で明らかになった。グローバル経済の中所得を把握するには国際的な情報公開等の取り決めが有効と思われるが可能性は極めて低い。マイナンバー制度適用は一般の納税者にはより公平な納税が期待できるがタックスヘイブンを利用する超富裕層に対しては大きな不公平感が残る。誰でも収入を正しく申告しな

ければならない制度にすることは困難な課題である。マイナンバーには欠点もあるがより公平に国民が税の負担をすることになる様期待したい。

基礎控除等控除項目と控除額の見直し整理も課題である。現税制は控除項目が多岐に渡り政策的控除項目の中には使命が終わった項目もある。憲法第 25 条の「生存権」を担保する項目を中心とする項目の金額の見直しなどである、例えば基礎控除金額の生活保護の基準金額への対応などである。現控除制度は所得から控除しているのが主流である（所得控除）。所得控除は高所得者に有利に働いている。国際的流れとしてこれをより公平感のある税額から控除（税額控除）することに変更すべきであるとの主張が強くなっている。また、かなりの国が実施している控除額が所得から（また税額から）引ききれない場合にはその分を返還する制度（給付つき控除制度）も検討に値するのではないか。ヨーロッパ諸国では控除から手当支給への制度変更が見られる。この辺りは税と社会保障の一体化の課題で今までの論議の範疇を超える課題である（児童手当）。

所得税納税者の大半が給与所得者である。その課税所得の確定は収入から給与所得控除額を差し引き課税所得が算出される。給与所得控除は給与を得るための必要経費的意味合いと毎月の源泉徴収・100%近い収入の透明性とかの代償として推定必要経費よりかなり高くみつもられていると認識されている。今年度確定申告の税務当局への収入にかんする書類はマイナンバーが利用される。すべての納税者の収入の把握は透明性・公平性がより期待できることから給与所得控除は見直しが必要ではないだろうか。これは年末調整制度にも関わり給与所得者全員が希望すれば確定申告が出来るように改訂し給与所得者の必要経費も給与所得控除と実額必要経費での課税所得の算出を選択制にするとかが考えられる。税務当局としては源泉徴収・年末調整制度は徴収コストが安い、煩雑さが回避されて非常に生産性が高い税制であるから改定には大きな抵抗が予想され改正は困難であるが納税者が自分のおさめる税の痛み、その使われ方の国の予算等により関心を持てるように喚起するために我慢強く改定への方向性を議論していく必要があると考える。大多数の給与所得者が確定申告をするようになれば所得税における公平性は増していくことが期待できる。

年金所得者の必要経費も老人は社会的弱者として過大に見積もられている。今後高齢化率は高くなることは確実であるから所得税収は先細りとなる。現役時代の年金保険料は収入から控除されて非課税である、年金給付の時も現役納税者より過大な経費が認められている。これらの事を勘案すれば現役と年金受給者の不公平差の縮小のためにも給与所得控除と同じく年金の必要経費額の適正化も求められる。

話題に絶えない配偶者控除は 2018 年 1 月から年収 103 万円以内から増額して 150 万円以内の配偶者は主納税者の収入から 38 万円の所得控除が出来ると改訂される予定である。しかも減税と増税のバランスのため収入の制限が設けられている（103 万円以上の収入には所得税は課せられる、また、家族手当がある企業に対しては家族手当の配偶者収入の基準を見直すよう要請している）。我が国の所得税の対象は世帯でなく個人である。世帯収入の観点にたてば収入の少ない個人には扶養手当として世帯の所得税納税者から控除されるし、自分の収入からは基礎控除が差し引かれ控除が二重になっていると批判されている。個人の観点から見ればそれぞれの収入に対しての所得税制であるからどこかで扶養者とそうでない

者を区切らねばならない。103万円以内ないし150万円以内の収入の配偶者は扶養家族であると定めてあるから不公平であるとの声は上がるし働き方にも一定の壁となっている。基礎控除と扶養控除の矛盾である。個人の観点から見れば基礎控除はすべての人に適用されるべきである。扶養控除はどこかで区切らなければならないから矛盾が出るがこれは個人を対象にしている税制からは当然の結果である。現在社会保険制度においても106万円ないし130万円以上の収入有るものは個人として社会保険に加入する義務があるまた、権利がある。これも働き方の壁とみられている。税制と社会保険税との連携はないし、法律の理論からいえば正しいとしても社会生活の実状からは課題がある控除項目である。所得制限を設けず(所得の有無にかかわらず)¹⁷⁾、夫婦間では自己の所得から二人分の基礎控除を選ぶか片方配偶者所得から配偶者控除を選ぶか選択制も一考であるとの提案、財務省案夫婦控除制にして所得控除から税額控除に切り替えるとか(否定された)いくつかの提案がある。マスコミも大きく取り上げられ国民全体でこの制度の矛盾の解消に大きな論議が湧くことは所得税に関して関心がより深くなることになり所得税のより公平さへの道が開かれることに期待したい。

図表4-1は5,000万円以上の超高額所得者所得階層別の所得構成比(2010年)である。図表4-2は5,000万円以上超高額所得者所得者所得階層別の2010年の金融・資本所得の割合である。

図表4-1 合計所得金額5,000万円以上の所得構成比 2010年 単位：%

	6000万円以下	7000万円以下	8000万円以下	9000万円以下	1億円以下	1.5億円以下	2億円以下	3億円以下	4億円以下	5億円以下	10億円以下	10億円超
事業所得	11.94	11.70	11.83	11.25	11.37	10.36	9.54	7.46	5.70	6.16	4.18	1.68
不動産所得	9.81	9.44	8.75	7.93	7.97	6.77	5.39	4.44	3.11	3.95	2.06	0.47
利子所得	0.04	0.06	0.07	0.09	0.07	0.09	0.07	0.11	0.14	0.13	0.15	0.07
配当所得	2.28	2.61	2.75	3.22	3.28	3.63	4.48	5.68	5.76	4.86	7.89	6.77
給与所得	47.87	44.96	42.26	39.97	36.51	35.01	30.44	26.06	22.82	22.10	18.21	7.07
雑所得	1.39	1.25	1.36	1.28	1.37	1.36	1.27	1.40	1.60	1.15	1.47	2.66
総合譲渡所得	0.23	0.36	0.19	0.53	0.22	0.32	0.54	0.69	0.51	0.87	0.37	0.22
一時所得	0.51	0.50	0.35	0.40	0.44	0.50	0.58	0.63	0.35	0.11	0.60	0.17
分離譲渡所得	20.43	22.84	25.46	27.72	29.50	31.20	33.36	33.90	38.48	33.81	31.99	13.07
先物取引所得	0.18	0.26	0.30	0.41	0.28	0.20	0.30	0.74	0.45	1.25	0.36	0.03
株式等譲渡所得	4.85	5.50	6.07	6.67	8.26	9.90	13.10	17.99	20.38	24.74	32.36	67.53
山林所得	0.01	0.01	0.01	0.03	0.05	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
退職所得	0.45	0.48	0.60	0.50	0.69	0.65	0.92	0.90	0.70	0.86	0.35	0.26
合計%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出所：岡直樹 財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」2014年第2号3月 p.56～57

http://www.mof.go.jp/publication/finacial_review/fr_list6/r118_04.pdf(2016/12/21参照)

図表 4-2 超高額所得者 5,000 万円以上の主な金融・資本所得割合 2010 年 単位：%

	6000 万 円以下	7000 万 円以下	8000 万 円以下	9000 万 円以下	1 億 円以下	1.5 億 円以下	2 億 円以下	3 億 円以下	4 億 円以下	5 億 円以下	10 億 円以下	10 億 円超
不動産所得	9.81	9.44	8.75	7.93	7.97	6.77	5.39	4.44	3.11	3.95	2.06	0.47
配当所得	2.28	2.61	2.75	3.22	3.28	3.63	4.48	5.68	5.76	4.86	7.89	6.77
分離譲渡所得	20.43	22.84	25.46	27.72	29.50	31.20	33.36	33.90	38.48	33.81	31.99	13.07
株式等譲渡所得	4.85	5.50	6.07	6.67	8.26	9.90	13.10	17.99	20.38	24.74	32.36	67.53
合計%	37.4	40.4	43.0	45.5	49.0	51.5	56.3	62.0	67.7	67.4	74.3	87.8

出所：図表 4-1 と同じ

合計所得金額 5,000 万円以上の超高額所得者の（図表 4-1）所得構成比は所得額が低い層ほど給与所得（総合課税）の比率が高い。株式等譲渡所得・分離譲渡所得（金融所得、分離課税）は所得が高い層ほど比率が高くなっている特徴がある。利子所得の構成比は低い、配当所得の全体的な構成比は高くないが所得が高いほどに構成比は高い。

図表 4-2 は資本所得（不動産所得）・金融所得を抜き出して構成比を比べたものである。高額所得者層ほど特に分離課税の金融所得の割合が高くなる特徴がみられる。5,000 万円未満の所得者にも金融所得はあるが金額も構成比も低いと思われる。

図表 3-3、3-4 での所得に対する実効税率は 2 億円を超えると超高額所得者は低くなる特徴がある。所得が高い層の所得構成比は分離課税所得が高いのでこの特徴は説明が可能である。

このように分離課税特に金融所得に対する税率を税の公平性から議論していく必要性はある。歴史的みると敗戦の復興や経済成長のために資本蓄積を重視してきた経緯がある。最近貯蓄から投資へと政府が誘導している。また、現在の経済環境は国境を越え国際的な活動が増加している。税率を高くなれば超富裕層は税率の低い地域に逃避し違法でなく合法的に節税へと動く。国内だけではこの不公平性を議論ができないことも留意しておく必要がある。

おわりに

今年の所得税改革は女性の就労を推し進めるために配偶者控除の改革を目指した。所得に関係なく法的結婚をしていれば配偶者控除を廃止して夫婦控除に変換する、控除の方法も所得控除から税額控除に切り替える等の案は所得税の財源確保と所得再配分への方向と所得税の改革の第一歩と提案された。実際は与党にあっさり否定され正式な提案は主婦の所得 103 万円から 150 万円に引き上げ税収中立で所得制限を設けるとの案に今春の国会で訂正されることになるであろう。

理由は今夏の東京都議員の選挙に影響を避けたいとか、また、近く行われるかもしれない衆議院選挙への影響を嫌うためと言われている。

政府や各議員のこのような姿勢では課題山積している所得税の改革の望みは消えてしまいそうである。所得税の役割、財政確保と所得再配分（社会保障との連携）の機能を回復するための公平な改革に取り組み国民に負担を求める改革の必要性を説明し一定の国民の理

解を得ることに力を集中する政治は不可能なのであろうか。マスコミも改正の損得ばかりを報道するのでなく改正の必要性・内容などに記事の内容を充実するよう期待したい。国民我々も増税には抵抗があるが国の財政状態・税の不公平の解消・受けるサービスの将来の安定等に関心が深まればより公平な所得税の機能を高めていくことになると思うものである。

注

- 1) 財務省「一般会計税収の推移」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm
- 2) 国税庁「国税庁レポート2016」2016年7月 p.60
<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2016/pdf>
- 3) 国税庁「2014年分民間給与実態統計調査」2015年9月 p.5
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2014/pdf/001.pdf>
- 4) 北野弘久「納税者の権利」岩波新書 2003年4月4日 p.97
- 5) 田中康男「所得控除の今日意義－人的控除のあり方を中心として－」税大論叢 48号 2005年6月29日 p.2～7
<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf>
- 6) 三木義一「日本の税金新版」岩波新書 2012年8月16日 p.31～37
- 7) 三木義一「日本の税金新版」岩波新書 2012年8月16日 p.31～33
- 8) 三木義一「日本の税金新版」岩波新書 2012年8月16日 p.31
- 9) 田中康男「所得控除の今日意義－人的控除のあり方を中心として－」税大論叢 48号 2005年6月29日 p.76～77
<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf>
- 10) 労働厚生省「2015年国民生活基礎調査の概況」
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k_tyosa/k_tyosa15/4l/02.pdf
- 11) 労働厚生省「2011パートタイム労働者総合実態調査の概要・個人調査」
http://www.mhlf.go.jp/toukei/list/132_23e.html
- 12) NIKKEI STYLE「配偶者手当は古い？」
<http://style.nikkei.com/article/DGXMZO97973410T00CI6A3TY5000>
- 13) 田中康男「所得控除の今日意義－人的控除のあり方を中心として－」税大論叢 48号 2000年6月29日 p.93
<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf>
- 14) 国税庁「医療控除、公表裁決事例等の紹介、国税不服審判所」
[http://www.kfs.go.jp/service/MP/02/0702000000.html\(2016/11/4参照\)](http://www.kfs.go.jp/service/MP/02/0702000000.html(2016/11/4参照))
- 15) 日本経済新聞「年収でこんなに違う所得・消費税、あなたの負担は」2016年2月23日
http://www.vdata_nikkei.com/prj2/tax_annualincome.pdf (2016/12/3参照)
- 16) 岡直樹 財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」2014年第2号 2014年3月

http://www.mof.go.jp/publication/finacial_review/fr_list6/r118_04.pdf (2016/12/21 参照)

17) 三木義一「日本の税金新版」岩波新書 2012年8月16日 p.34,35

参考文献

石弘光「税の負担はどうか」中公新書 2004年3月25日

井出英策「18歳からの各差論」東洋経済新報社 2016年6月30日

金森重樹「100%得するふるさと納税生活 2015年改訂版」扶桑社 2015年5月31日

北野弘久「納税者の権利」岩波新書 2003年4月4日

国税庁「平成27年度分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手B」

斎藤貴男「源泉徴収と年末調整」中公新書 1996年3月25日

志賀櫻「タックス・イーター」岩波新書 2014年12月19日

志賀櫻「タックス・ヘイブン」岩波新書 2013年3月19日

清水真人「財務省と政治」中公新書 2015年9月25日

田中康男「所得控除の今日意義－人的控除のあり方を中心として－」税大論叢 48号 2005年6月29日

<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf>

ハリー・G・フランクファート「不平等論」山形浩生訳筑摩書房 2016年9月15日

三木義一「日本の税金新版」岩波新書 2012年8月16日

三木義一「日本の納税者」岩波新書 2015年5月20日